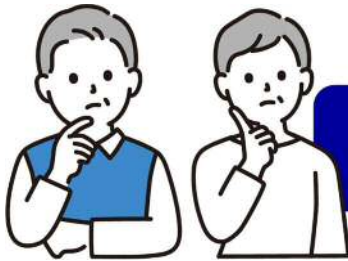


みんなの水道だより



Vol.5 (令和8年4月)



水道料金はいつから値上げされますか？

▶ 料金改定は令和8年10月からですが、地区によって改定後の料金の請求時期が異なります。

A地区とB地区に分かれています

水道料金は2か月に一度、2か月分をまとめて請求しています。
11月にはA地区、12月にはB地区 というように、請求月を分けています。

A地区 (偶数月に検針・奇数月に請求)
内海、山海、 豊浜 (中洲・半月・中村・初神)

B地区 (奇数月に検針・偶数月に請求)
豊浜 (鳥居・中町・高浜・新居・小佐)、 豊丘、師崎、片名、大井、 篠島、日間賀島、佐久島

A地区は令和9年1月請求分から、B地区は令和9年2月請求分から新料金になります※

使用期間が9月末日をまたいでいる場合、その使用期間分の請求は、全て旧料金となります。
使用開始日 (検針日) が10月1日以降となる期間について、新料金となります。

	使用期間 (2か月)	請求月		料金
A地区	8月検針日 ~ 10月検針日	令和8年11月	→	旧料金
	10月検針日 ~ 12月検針日	令和9年1月	→	新料金
B地区	9月検針日 ~ 11月検針日	令和8年12月	→	旧料金
	11月検針日 ~ 1月検針日	令和9年2月	→	新料金

漏水発生！こんなときは…

見えない所でいつの間にか漏水していた！



ご自宅で漏水が発生した場合は、すぐに南知多町の水道指定給水事業者（指定工事店）にお問合せいただき、漏水箇所の修理を行ってください。
※修理費用は使用者様のご負担になります。

水道料金はどうか？



水道メーターより内側の漏水は原則使用者様のご負担になりますが、漏水の発生場所や条件により、増加した水道料金の一部が減免の対象となる場合があります。

減免の対象

埋設部その他外部から発見し難い場所からの漏水に限ります。また、水道メーターから受水槽や温水器の取付部分までの配管における漏水に限ります。

以下の場合には減免できません

- (1) 給水装置を新設又は改造工事で給水開始から1年以内に施工不良で漏水したと認められたとき。
- (2) 給水装置及びこれに直結する給水用具の露出部分からの漏水のとき。
- (3) 同一の給水装置に係る漏水は減免を受けた日から起算して1年間はこれを受けることはできない。
- (4) 使用者が故意に給水装置を破損したとき。
- (5) 使用者が漏水の事実を容易に認識できたにもかかわらず、修理の遅延をしたとき。
- (6) 使用者が漏水の通知を受けたにもかかわらず、修理の遅延をしたとき。
- (7) 各種工事の事故による漏水をしたとき。
- (8) その他使用者が善良な管理注意義務を怠ったと認められたとき。
- (9) 申請者（使用者）が水道料金を滞納しているとき。

減免申請の方法

修理完了後、漏水が発生した期間を含む水道料金の納期限から**30日以内**に指定工事店経由で申請してください。

漏水量の認定、減免額の算定などについては、役場ホームページ「[水道料金の軽減又は免除に関する要綱](#)」をご覧ください。

指定工事店一覧

(修理の問合せ先はこちら)



水道料金の減免の取扱い

(水道料金の減免に関する要綱はこちら)



水道 Q&A

(漏水の有無を調べる方法はこちら)

